第3回座間味村議会臨時会

第1日目

5 月 8 日

					平	式25	5年第	第3	可座	間明	卡村	議会問	塩 時	会会	会議	録					
招	集	年	月	日						平月	戈 2	2 5 4	羊 5	,月	8	日					
招	集		場	所					座	間	5	卡 村	議	会	譲	ŧ ‡	昜				
開閉		会	等	開	会			7	平成2	5年 5	5月8日	十	後1	時00	分	議.	長宣				
日	日 時 宣 告					会			7	平成2	5年 5	5月8日	1 4	後1	時53	分	議.	長宣言	i i		
				議番	席号		氏			名		議番	席号			氏			名		
出	席	詣	議	員	1	番		大	城		晃		6	番			宮	里	清~	と助	
	(広		招)		2	番		金	城	勝	英		7	番			宮	里	祐	司	
					3	番		金	城	善	昇		8	番			中	村	秀	克	
					5	番		金	城	弘	昭										
欠	席		議 員 (員	議番	席号		氏			名		議番	席 号			氏			名	
				招)																	
会	議録	署	名議	員	2	番		金 	城	勝	英		3	番			金 —	城	善	昇	
	努のた した者		議場に	-出	事	務	局	長	宮	城		武	臨	時	書	記					
地方自治法第121条																					
により説明のため議																					
場は	場に出席した者の職																				
及び氏名																					

平成25年第3回座間味村議会臨時会議事日程(第1号)

(平成25年5月8日午後1時開会)

日 程	議	案	番	号	件	名
1					会議録署名議員の指名	
2					会期の決定	
3					座間味村職員の給与に関する調査の件について	

〇 議長(中村秀克)

ただいまから平成25年第3回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会(午後1時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 金城勝英議員及び3番 金城善 昇議員を指名します。

日程第2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3. 座間味村職員の給与に関する調査の件についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

座間味村職員の給与に関する調査特別委員会委員長 宮里清之助。

○ 座間味村職員の給与に関する調査特別委員会委員長(宮里清之助)

読み上げて報告いたします。

平成25年5月8日

座間味村議会議長 中村秀克 殿

座間味村職員の給与に関する調査特別委員会 委員長 宮里清之助

座間味村職員の給与に関する調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の設置、運営等

(1) 設置

平成25年3月26日臨時議会で調査特別委員会設置決議案を可決

(2) 法的根拠

地方自治法第98条第1項に基づく検査及び同法第100条第1項に基づく調査を行う。

(3) 調査事項

座間味村職員の給与に関する実態調査

2、委員会の実施状況

(1) 座間味村職員給与に関する調査特別委員会等の開催状況

月日	調査特別委員会等
平成25年	第2回臨時議会(出席6人、欠席1人)。
3月26日 (火)	調査特別委員会の設置・委員の選任(4人)
	第1回座間味村職員の給与に関する調査特別委員会
	・正副委員長互選
	(委員長 宮里清之助、副委員長 大城晃)
	・調査項目について
	・記録の提出請求について
4月 2日 (火)	第2回調査特別委員会
	記録の調査
4月 3日 (水)	第3回調査特別委員会
	・記録の調査
4月11日 (木)	第4回調査特別委員会
	・記録の調査
	・資料請求について
	・証人出頭申出者、同請求書について
4月15日(月)	第5回調査特別委員会
	・証人尋問
4月16日 (火)	第6回調査特別委員会
	・今後の委員会及び調査の進め方について
	・証人尋問
	・資料請求について
4月22日 (月)	第7回調査特別委員会
	・資料調査
4月25日(木)	第8回調査特別委員会
	・資料調査及び報告書の取りまとめ
5月 1日(水)	第9回特別調査委員会
	・報告書の審査

(2) 座間味村職員の給与に関する調査特別委員会に提出された資料

(2) 注前外的现在分词的重要的对象只要问题用它和现在实际								
月日	請求資料							
4月 2日 (火)	① 職員給与台帳② 人事記録が解るもの(辞令原簿、起案書等)③ 職員全員の給与台帳④ 給料表							
4月 3日 (水)	① 平成18年度、19年度給与台帳② 平成17年度、18年度給料表③ 平成18年度座間味村職員の辞令交付簿							
4月11日 (木)	① 座間味村職員の初任給、昇格、昇給に関する規則写し② 平成18年改訂に伴う座間味村職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の起案書及び規則改訂原本							
4月22日 (月)	① 平成18年以降の職員の初任給、昇格、昇任等に関する規則の改訂記録 ② 人事評価書(H22年度、H23年度、H24年度)							

(3) 証人尋問

月日	証 人	内 容
4月15日(月)	平成21年7月30日 当時の給与担当者	平成21年7月30日起案書「給与遡及額の支給について(伺い)」
	平成21年3月16日 当時の給与担当者	平成21年3月16日起案書「4月特別昇給について(伺い)」
	総務課長	① ラスパイレス指数の大幅な伸びについて② 平成21年3月16日起案書「4月特別昇給について」及び平成21年7月30日起案書「給与遡及額の支給について」
4月16日(火)	政策調整官	① ラスパイレス指数の大幅な伸びについて② 平成21年3月16日起案書「4月特別昇給について」及び平成21年7月30日起案書「給与遡及額の支給について」

3、調査特別委員会設置の経緯

平成25年2月8日、県企画部市町村課は、平成24年4月1日時点の県内41市町村の一般行政職の給与水準を国家公務員との比較で表すラスパイレス指数が、沖縄県全市町村で前年度より増加したと公表し、県内新聞各社等による報道がなされた。

沖縄タイムス平成25年2月9日付の記事では次のように報道されている。「前略・・・・。最低値は多良間村の90.5で、次いで伊平屋村91.1、粟国村92.0・・・中略・・・。・・・・。離島など財政規模の小さい自治体は低水準にとどまる傾向が強い。前年度より18.4ポイント増え、県内最大の伸びとなった座間味村は、一般行政職26人のうち5人が昇格、昇給し平均給与を押し上げた。」

この報道の反響は大きく、村民から各議員に事実確認や5人の名前の公表要求等、問い合わせが相次ぐ事態になった。また、職員からも給与実態からかけ離れた数字で、間違いではないか等、役場内からも戸惑いの声が寄せられた。

この問題に対し議会選出の村監査委員が、監査の立場で関係部所長に対し関係資料の提出を求めたのに対し、総務課は「職員の給与については、個人情報であるため資料の請求には応じられない」と回答した。

3月1日に開催された3月定例議会に向けた全議員協議会において、議員から長、執行部に対しラスパイレス指数上昇の原因について説明を求めたが、指数の大幅な上昇について、村執行部は、ほとんど説明ができず、職員給与に関する関係資料の請求に対しては「職員給与については、個人情報であるため、資料請求には応じられない」と拒否を貫いた。

同年3月6日から8日までの会期で開催された平成25年度第1回座間味村議会定例会において、職員給与のラスパイレス指数上昇について、2名の議員から一般質問が行われたが、明快な答弁がなく、県内最大の伸びになった原因を確認することができなかった。その中で、再度、職員給与に関する資料請求を行うが職員の個人情報を理由に拒否された。

議員間協議の上、同定例会最終日までに職員給与の資料請求による提出に応じるか回答を出すよう村執行 部に要請した。

議会3日目の3月8日冒頭、議長より「昇格、昇給のあった職員の給与資料の提出」の報告があった。新年度予算案の審議入り、「平成25年度一般会計予算案の人件費明細書が間違っている」との議員からの指摘が上がり、3月1日議員全員協議会で、再三、間違っていると注意しているにも拘らず、村執行部は間違いを認めず、予算案審議をめぐり議会が空転し、審議できずに会期を1日延長することになった。

議会4日目3月11日冒頭、宮里村長より、平成25年度一般会計予算案人件費明細書の間違いを認め、 不手際で議会会期を延長させたことに対する謝罪があり、その後、予算案審議を再開し、同予算案含め3月 定例議会提案議案を可決した。

そして、議員から調査特別委員会設置の発議が行われた。

発議内容;「座間味村職員給与の実態調査のため、地方自治法100条に基づく調査特別委員会の設置を 求める。」

発議理由;「先日、公表された、国家公務員と地方公務員との給与の比較調査によるラスパイレス指数が、 地元新聞紙等で報道され、地域において、実態はどうなっているのかという多くの声がある。 今議会においても、同僚議員が一般質問を行い、村執行部に答弁を求めたが、答弁内容は不 十分で納得できるものではない。また、提出資料はごく一部であり、関係資料の精査が必要 である。」

採決の結果、賛成4、反対2 賛成多数で座間味村職員の給与に関する実態調査のための調査特別委員会の 設置が可決された。

4、調査結果

平成24年4月1日現在、座間味村職員の給与のラスパイレス指数が、前年比、県内最大18.4ポイントの伸びになった原因について、村執行部から明確な答弁が得られず解明に至らなかったため、座間味村職員給与実態調査を行い、さらに、調査中に発覚した「2名の職員に対する不明な処理による給与遡及分の支給について」も調査を行った結果、以下のような結論に至った。

①座間味村職員の給与に関する調査結果

宮里村長及び村執行部の議会における職員給与について過去の答弁から、意図的に明確な意思のもとに職員給与を上げたと言える。また、平成25年3月6日、第1回座間味村議会定例会第1日目、2名の議員による「平成24年の前年比ラスパイレス指数10.3ポイントの上昇について」の一般質問では、過去の答弁内容からして、明確に説明できるにも係わらず、口を貝のように閉ざした不可解な行動といえる。そして、人事、給与関係資料請求を頑なに拒もうとする姿勢は、村長の行政責任者としての説明責任の放棄と批判されてしかるべきである。

平成24年座間味村ラスパイレス指数は、実質97.1ポイントになったが、5ポイント程度下げる努力ができなかったのは疑問を残す。92ポイント台であれば、隣村の渡嘉敷村とほぼ同数になった。また、平成22年の前年比7.8ポイント、平成24年前年比10.3ポイント、合計18.1ポイントの上昇は、無計画な昇格人事の乱発とも言える。透明性のない昇格人事は、職場内の不平不満の温床となり、職場秩序の乱れを誘発しかねない。現に発生した多くのトラブルや事務ミスと無縁とは言えない。

ミスをすべて個人の問題として捉え、表面的にしか対処しない職場環境では、今後さらに大きなミスを犯す恐れがあるといえる。

座間味村職員・村民・議会に対して、明確に説明することのできない人事評価制度の導入の結果、平成24年4月1日現在、座間味村職員給与ラスパイレス指数105.2ポイント(実質97.1)となり、沖縄県41市町村、最大の伸びである18.4ポイント(実質10.3)の職員給与水準の上昇につながったといえる。

今後、「職員給与の給与水準を是正する」及び「人事評価制度の実施」にあたっては、地域及び近隣自治体とのバランスを十分に考慮し、また、中長期的に給与水準の上昇率等に上限枠を設け、その枠内で厳正に行い、辞令交付において、職務級・号給を明記し、昇格・昇給においては、起案書に個別に理由を明記し、職員理解に耐えうる人事評価でなければならない。

②2名の職員に対する不明確な処理による給与遡及分の支給についての調査結果

平成21年7月30日付起案書「給与遡及額の支払いについて」に基づく平成21年8月20日に支給された給与分で、2名の職員に支給された過去3年分の総額2,061,611円の処理について調査した。当起案は、平成21年3月16日付起案「4月特別昇給について」に基づく処理であり、調査の結果、同起案及びその理由における根拠となる「職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」第3条・別表第1・「級別標準職務表」については、現状では信憑性がなく、原因は特定できないが、平成18年3月31日公布された「職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則」第3条・別表第1・「級別標準職務表」の内容と違うものに変わったと考えるのが妥当である。尚、同規則は平成18年3月31日以降、現在まで一度も改訂されていない。

よって、当起案による職員給与の遡及については、その根拠である「4級課長が存在しないため5級課長へ昇格」及び「平成18年4月1日に遡って、給与の差額を遡及する」という理由の妥当性は認めず、また、平成21年3月16日及び平成21年7月30日付起案の「平成18年における給与表の適応について、課長職職務級に誤り(4級~5級)が生じていたため」についても、その妥当性が認められず、起案そのものが誤りであり、無効と言えるが、当事案からすでに4年も経過しており、昇格については平成21年4月1日付とし現状維持せざるを得ない。また、3年に遡って支給された遡及額は、事実と違う理由によるものであり、取り消しの上、支給された遡及額返納の処理が必要である。以上が、当本委員会で調査した結果の結論である。

ただし、別表第1・「級別標準職務表」の内容が正しいと十分な証明がなされた場合は、その限りではない。) その場合、その他の該当職員に対する遡及の処理が必要になってくる。

以上2点の委員会調査結果に基づき役場内調査を実施し、結果を公表するよう求めます。

以下は調査結果の補足報告となっております。以上で報告を終わります。

〇 議長(中村秀克)

これで調査特別委員長による調査結果の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これをもって質疑終了します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番 宮里祐司議員。

〇 7番(宮里祐司議員)

まずもってですね、調査委員会の委員並びに委員長に対しては、お忙しい中、13枚に及ぶ調査結果報告

書、あと11枚の添付資料、本当にお疲れさまでございました。

今回の内容、13枚に及ぶ調査報告書の中で、調査結果が6ページ、7ページの①座間味村職員の給与に関する調査結果、②2名の職員に対する不明確な処理による給与遡及分の支給についての調査結果、この2点の調査結果だというふうに認識しております。

まず最初に、①の座間味村職員の給与に関する調査結果についてですが、この案件に関しましては、まず明記されておりますとおり、最初の職員、議会に耐え得る人事評価でなければならないという内容に関しましては、一般論、そのとおりであると、私もこのことについては同感いたします。しかしその後、以降、透明性のない人事評価、制度であるだとか、職場秩序の乱れを誘発しかねない等の記述内容については、これは実に客観性に乏しいと私は思います。こじつけではないかと思われても仕方がないと思います。

2つ目、②2名の職員に対する不明確な処理による給与遡及分の支給についての調査結果、遡及額の返納ですね、この案件の処理の方法に関しましては、事前に浄化作用をしっかりと働いていると思います。これは独自の判断ではなく、しっかりと役場の、村の上部機関である、県のいわゆる市町村課のほうにその遡及の内容の処理方法について、しっかりと疑義照会を行った上での処理であると私は聞いております。もう一度申し上げます。この処理内容に関しては上部団体である市町村課にその内容の処理方法について、疑義照会を行った上での処理であると聞いております。また、遡及額については返納すべきとの結論が委員長報告で出ておりますが、この結論に対しましては、今回の調査委員会の結果をもとにしっかりと関係機関の意見を聞きながら、執行部のほうで結論を出すべきでないかと私は考えます。

最後にですが、そもそも論になってしまうんですが、今回100条委員会の調査権を発動したのですが、 前政権下で我々は二度100条委員会を設置しましたが、いわゆる行財政上の重大な事件や特殊な政治問題 等が発生した場合、その場合に限り、その場合に発動すると私は理解をしておりました。今回の件、調査内 容の件に関しましては、事前に、100条委員会を設置する以前に村の監査委員会、もしくは議会の全員協 議会などで十分事足りたのではないかと最初から私が申し上げているとおり、思っておりますので、よって、 総論として、今回のいわゆる報告に関しましては、私は反対をしたいと思います。以上です。

〇 議長(中村秀克)

ほかに反対討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

反対討論がありましたけれども、その中で、監査とか全員協議会で事足りたのではないかという話がありました。しかし、この報告書にもありますように、監査委員が請求したところ、当時の総務課長が、村長が那覇へ行っているのできょうは返事しませんということを言いました。調整官と話をしてきますということで、1階におりて、2時間たっても、3時間たっても返事がないと。調整官にどうなったんですかと、村長と相談しましたかということを聞きましたら、そんな話は総務課長から聞いていないと、そう返事なんですね。後で村長が戻ってから二、三日のうちに返事をしますということでしたけれども、資料提供に関しては、一切その後にいついつ提出しますということがなくて、再度請求しました。それでも何の返事もない。議会、前の全協のときにもその話をしましたけれども、それでも提出は拒んでおります。そういうものがあって、全員協議会でも要求したけれども、だめ。そういうものに対して100条委員会を開くのはおかしいということは、それは認識の違いだと思います。

それと遡及分に関してということで、これは間違いがあった起案文書があるから発生したことであって、

返納すべきだということで、業務段階のといいますか、県の市町村課は誤った情報のもとに指導をされている経緯があります。4級課長は存在しないということでありますけれども、実際には職務給料表の中には4級課長は存在しているわけですから、違った表を上部団体に上げて相談したところで、上部団体はそれは間違った情報のもとで指導しますから、これは遡及すべきだということになったと思いますよ。これははっきり言って、調査委員会に参加していて、中身をちゃんと見ている人だったらそういう判断はできないと思います、私は。これははっきり言って、4名できれいに精査をした結果がこうやって出ているわけですからね。何か自分たちが勝手に何かの思惑でつくられたような発言をしていましたけれども、それはとんでもない話ですよ、侮辱的発言だと私は思いますけれどもね。私は、原案に賛成します。以上。

〇 議長(中村秀克)

暫時休憩いたします。

休 憩 再 開

〇 議長(中村秀克)

再開いたします。

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

失礼しました。ちょっと何か感情的に、こちらがやったものに対して、何か違うだろうという発言があったので、私もそれに対して、そういう言い方になってしまいましたけれども、私たちは調査した結果をもとにこの文書をつくってありますので、この議案に対して私は賛成をいたします。以上です。

〇 議長(中村秀克)

ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これより座間味村職員の給与に関する調査特別委員会調査報告書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、お手元にお配りした委員長報告書のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって座間味村職員の給与に関する調査特別委員会調査報告書については、委員会報告書のとおりと決定いたしました。

これで座間味村職員の給与に関する調査を終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成25年第3回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉会(午後1時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中村秀克

署名議員 金城勝英

署名議員 金城 善昇